

法務省民二第252号

平成25年3月28日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

(仙台、福島及び盛岡以外は、参考送付)

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産についての所有権の移転等の登記における登録免許税の課税標準の取扱いについて（依命通知）

不動産の所有権の移転等の登記における登録免許税の課税標準として不動産の価額を用いる場合の基礎となる固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格（登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「登免税法」という。）附則第7条）については、本年度が地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する基準年度に当たることから、昨年中にその改定が行われたところですが、仙台法務局、福島地方法務局及び盛岡地方法務局管内の市町村の中には、同法に規定する第二年度である平成25年度において、同法第349条第2項ただし書又は附則第17条の2第1項の規定による登録の価格（以下「登録価格」という。）を決定することを予定しているものの、東日本大震災の影響によって課税事務に遅延が生じていることから、本年4月1日以降に登録価格を決定し、当該登録価格が平成25年度の賦課期日（平成25年1月1日）における固定資産課税台帳に登録する価格（課税標準）とされる不動産が生ずる見込みです。

これらの不動産についての所有権の移転等の登記における登録免許税の課税標準の取扱いについては、下記のとおりとすることとされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

[REDACTED]

記

- 1 本年4月1日以降に登録価格が決定され、当該登録価格が平成25年度の賦課期日（平成25年1月1日）における固定資産課税台帳に登録する価格（課税標準）とされた場合にあっては、当該登録価格を基に登録免許税の額を算出した上で、現に納付された登録免許税の額が過大となる部分の登録免許税の額につき、登免税法第31条第1項の規定により、税務署長に対し、還付の通知を行う。
- 2 1の還付の通知は、申請人からの還付通知請求（登免税法第31条第2項）を待たず、地方税法第422条の3の規定による市町村長からの通知に基づいて行う。
- 3 1の場合において、当該登録価格を基に算出された登録免許税の額が現に納付された登録免許税の額より過少となるときであっても、過少納付があったものとして取り扱うことを要しない。